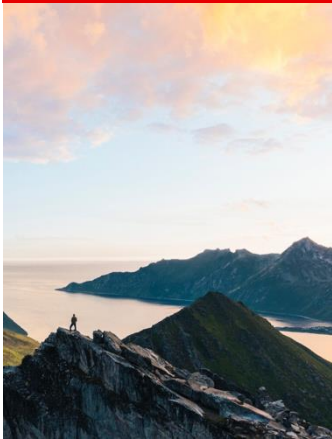




サステナブル投資トレンド Vol.7

現代奴隷問題と IAST-APAC

協働エンゲージメントを通じた人権問題への取り組み

MUFG AM サステナブルインベストメント

岡本 卓万

現代奴隷問題と言われても自分は関わりがないと捉える人が多いのではないのでしょうか。実は先進国を含めたほとんど全ての国に現代奴隷の問題は存在します。またアジア・パシフィック地域には世界の現代奴隷の 6 割近くが存在すると言われます。今回は現代奴隷問題を概説するとともに、現代奴隷問題の緩和に取り組む投資家主体のイニシアチブである IAST-APAC について解説します。

日本も無縁ではない現代奴隷問題

皆さんは現代奴隷というと何を想像するでしょうか。アフリカのコバルト採掘における児童労働や、中国の新疆ウイグル自治区における強制労働など、海外での労働搾取の状況を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。しかしながら現代奴隷の問題は日本を含む先進国においても存在します。本稿では現代奴隷の問題と共に、この問題の解決に取り組む投資家イニシアチブである IAST-APAC について解説します。

現代奴隷問題とは

一般に、強制や脅迫や欺罔(人を欺き、だますこと)等により労働者が搾取され、また労働者個人の自由が弱められあるいは奪われている状態などが現代奴隷だと言えます。ただ、具体的な形態はさまざまです(図表 1 左)。

すなわち、隷属(強制力の行使によりサービスを提供する義務を課せられている状況)、強制結婚などの奴隷的慣行が含まれるほか、強制労働(暴力やペナルティーといった脅威に基づき強制される労働)、人身売買(搾取されることを予期しつつ当該者の移動の手配や仲介を行うこと)など、様々な形態が現代奴隷に該当するとされています。なお、低賃金や超過労働といった劣悪な労働条件や危険な労働環境が存在するというだけでは現代奴隷に該当するとは言えません。

人権侵害の有無が外観から一見して分からないことも多いのが現代奴隷の問題の難しいところです。搾取されている本人がそのことを隠しあるいは搾取されていることに気づかないことさえあります。奴隷的待遇が疑われる兆候として、図表 1 の右側に列挙した事象が該当するとされています。

(図表1) 現代奴隷の側面

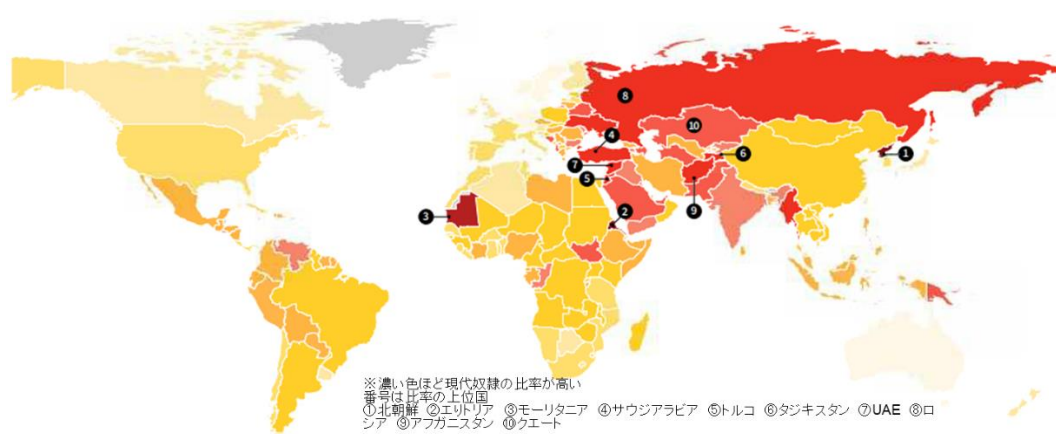


出所：IAST-APAC

数字で見る問題の深刻度

ILO(国際労働機関)などの推計によると、2021年の時点で現代奴隷の境遇にいる人々が全世界で実に約 50 百万人いるとのこと。その内訳は強制労働が 28 百万人、強制結婚が 22 百万人となっています。

(図表2) 現代奴隷の比率(国別)



出所：Walk Free 財団、「The Global Slavery Index 2023」より抜粋

この調査は強制労働と強制結婚に関するデータから推計を行っており、臓器売買、軍隊による子供の採用、児童結婚などに関しては含まれていません。現代奴隷が最も多いのがアジア・パシフィック地域で、世界の現代奴隷の59%がこの地域に存在します。この地域では人口1000人当たり6.8人という高率で現代奴隷の境遇にいます。図表2は国別の現代奴隷の比率を示すもので、アジア地域に比率の高い国々が存在することがわかります。なお、数という点で見ると、インド、中国、パキスタンといった人口の多い国が上位に入ってきます

現代奴隷に関する法制度

英国では、2015年に現代奴隷労働や人身取引に関する法的執行力の強化を目的とした「2015年現代奴隷法」が制定・施行されています。これに伴い2015年10月からは、年間売上高が一定規模を超える営利団体・企業に対して、事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷制への対策について声明の開示を義務付けています。

該当する企業(日本企業も対象となり得ます)が出す声明には、以下の情報を盛り込むことが推奨されています。

- ・ (当該企業の)組織構造、事業、サプライチェーン
- ・ 現代奴隷・人身売買に関する方針
- ・ 現代奴隷・人身売買に関するデューデリジェンスのプロセス
- ・ 現代奴隷・人身売買に関するリスクの所在およびそれを評価・管理するための措置
- ・ 現代奴隷・人身売買が発生していないことを確保するための措置の有効性評価
- ・ 現代奴隷・人身売買に関する社員研修の実施状況

また2021年3月には政府のオンラインサイトが開設され、これらの声明を各企業が登録することが強く推奨されるようになりました。2021年6月現在2020年の声明として7000件以上が登録されているようです。上記の6項目については例えば何も対応がとられていない場合その旨記載すればよいとされています。すなわち開示規制にとどまるものですが、開示したことが容易に比較されるようになることで、現代奴隷・人身売買に対する対応を促す効果も狙っているといえるでしょう。

なお、2020年9月、英国内務省は現代奴隷法を改正し、上記項目などの開示の義務化や国家ポータルへの登録義務化などを行う方針を公表していますが、本稿執筆時点では本案について議会の承認が得られたという情報は得られていません。

日本企業にもある現代奴隷問題

日本ではまだまだ現代奴隷問題に関する意識が低い状況です。確かに比率でいえば人口 1000 人当たり 1.1 人と世界でも低い割合(アイルランドやフィンランドと同水準)で国内における現代奴隷の問題は少ないと言えます。

とはいえ、国内にも技能実習制度のような問題(これは海外からも批判されています)が存在しますし、グローバルなサプライチェーンを介して知らず知らずのうちに現代奴隷問題に加担しているケースもあると思われます。その意味で日本企業も現代奴隷問題とは決して無縁ではありません。ここでは日本における現代奴隷問題を解説します。

日本国内における現代奴隷問題

日本における現代奴隷問題としてよく言及されるのが技能実習制度です。外国人技能実習制度は元々、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力する国際貢献という目的で 1993 年に導入されました。ところが移民政策をとらない日本においてその実態は「安価な労働力の確保」であり、「実習」という建前からくる様々な制約が労働者の観点からは様々な制約となり、人権上の問題になっています(図表 3)。

(図表 3) 技能実習制度をとりまく問題

- ・ 転職の制限、可能な職種の細分化と制約
- ・ ほとんどが団体監理型(支援体制の不十分な団体が存在)
- ・ 悪質な送出機関の存在 → 渡航前費用と実習生の債務問題
- ・ 渡航後の監理費用(雇主負担)

出所：各種資料より筆者作成

この問題が「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において議論され、技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設が謳われました。これを受けて技能実習制度を発展的に解消し、新たに育成就労制度を創設することとなり、これに関連する法改正が、今年 6 月に国会で可決成立しました。育成就労制度では転籍の自由度向上や監理団体の許認可要件厳格化など一定の対策がとられることとなりますが、自由な転職が認められるわけではなく事態がどの程度改善するかは今後を見極める必要があります。

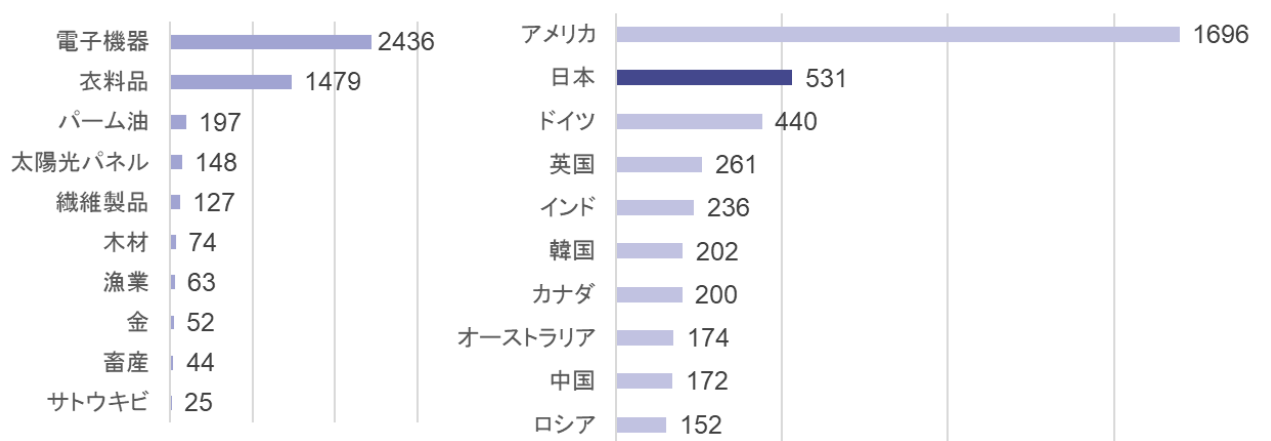
サプライチェーンに潜む現代奴隷問題

日本国内での現代奴隷事象だけでなく、グローバルなサプライチェーンの中にも現代奴隷は潜んでいます。グローバル企業にとってはむしろこちらの方が気を付けるべき問題でしょう。中国新疆ウイグル自治区で強制労働によって製造された綿を使っているのではないかという疑いから、米国の税関が日本の大手アパレル製造小売り業者の製品の通関を差し止めた事案は、サプライチェーンに潜む現代奴隷がもたらすビジネスリスクの存在を印象付ける出来事でした。

日本は多くの原材料や製品をアジアから輸入しており、グローバルなサプライチェーンを通じた人権リスクに大きくさらされていると言えます。図表 4 左側は G20 加盟各国の輸入額のうち、強制労働を通じ製造されたリスクのある品目別にその金額順に並べたものです。リスクのある輸入の総額は 4680 億ドルに達し、内訳としては電子機器(2436 億ドル)と衣料品(1479 億ドル)でその 8 割以上を占めます。その他にはパーム油、太陽光パネル、繊維製品が続きます。

図表4右側は G20 加盟各国における輸入額のうち、現代奴隷にさらされている製品の輸入額を計算したものです(上位 10 か国のみ表示)。これによりますと日本はアメリカについて2番目に現代奴隷のリスクにさらされた輸入額が多い国になります。品目別に見ますと、電子機器、漁業、太陽光パネル、繊維製品等が多くなっています。これら輸入品目はサプライチェーンのどこかに人権侵害のリスクが内在していると言えます。

(図表 4) 強制労働のリスクにさらされた輸入額(品目別、国別:億ドル)



出所：Walk Free 財団、「The Global Slavery Index 2023」より抜粋

IAST-APAC とその活動

IAST-APAC(Investor Against Slavery and Trafficking Asia-Pacific:アジア太平洋地域における奴隷と人身売買に反対する投資家グループ)は、現代奴隷、労働搾取、人身売買など

の問題に取り組む機関投資家のイニシアチブです。日本を含むアジア・パシフィック地域の企業に対するエンゲージメントを通じて、現代奴隷や人身取引の根絶を目指しています。ここでは IAST-APAC の組織や活動内容について解説します。

設立経緯と組織構成

IAST-APAC はオーストラリアの資産運用会社である First Sentier Investors の呼びかけで創設されたイニシアチブです。メンバーはアジア・パシフィック地域で事業を行う資産運用会社や年金基金で、その運用総額は約 1,130 兆円に達します。日本の資産運用会社も 2 機関が参画しています。(図表 5)イニシアチブ活動の方向性を決める委員会をステアリングコミッティーと言い、その構成メンバーは、オーストラリアの年金基金(スーパーアニュエーション)や資産運用会社の代表者で構成されます。これらからわかるように、IAST-APAC は長期投資家のグループによるイニシアチブだといえるでしょう。

IAST-APAC 創設の背景には 2019 年 1 月に施行されたオーストラリア現代奴隷法があります。アジア地域と経済的つながりが深いオーストラリアでは、サプライチェーンにおける労働者搾取や人権問題が特に意識されたものと考えられます。

(図表 5) IAST-APAC の概要

呼びかけ人	First Sentier Investors
設立年	2020 年
目的	アジア・パシフィック地域の企業に対するエンゲージメントを通じて、現代奴隷や人身取引の根絶を目指す。
メンバー	資産運用会社、年金基金など 49 機関、 運用資産額で約 1,260 兆円 (1 豪ドル=105 円換算) (うち日本からの参画：2 機関)
ステアリング コミッティー	Aware Super、Australian Super Australian Council of Superannuation Investors First Sentier Investors Ausbil Investment Management、Fidelity
事務局、 ナレッジパートナー	Walk Free、Lichtenstein Initiative of Finance Against Slavery and Trafficking、
活動	第一ワークストリーム：投資家としての声明 第二ワークストリーム：企業へのエンゲージメント

出所：IAST-APAC ウェブサイト (2024 年 7 月 4 日時点) より筆者作成

活動①:投資家声明

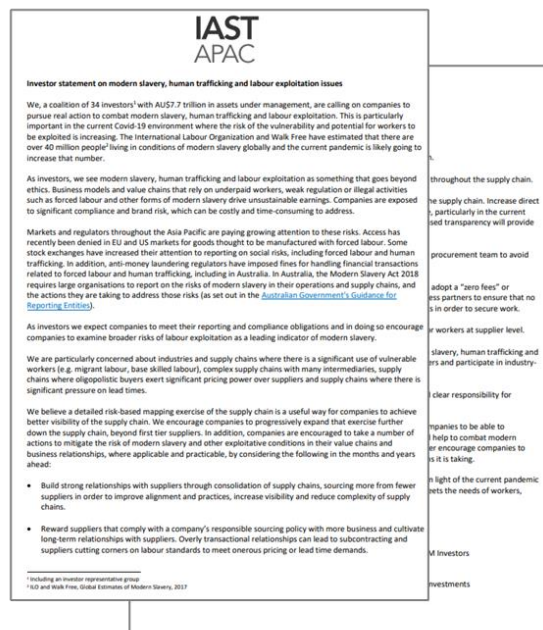
IAST-APAC は、主として二つの活動を通じて、企業に働きかけを行っています。一つは投資家としての声明を発表し、企業に対応を促すことです。この「現代奴隷、人身売買、労働搾取問題についての投資家声明」の概要は以下の通りです。

(図表 6) IAST-APAC の概要

強制労働などの現代奴隷形態に依存するビジネスモデルは持続不可能であり、これにかかわる企業は重大なコンプライアンスやブランド棄損のリスクを抱えている。脆弱な労働者を使用する産業やサプライチェーンは特に憂慮される。

バリューチェーンや取引関係における現代奴隷その他の搾取的状況のリスクを抑制するために、以下の施策について検討を進めるべきである。

- ・ サプライヤーとの関係強化とチェーンの見える化と単純化
- ・ 責任ある調達に取り組むサプライヤーへの報償
- ・ サプライヤーへのさらに上流のモニタリングインセンティブ化
- ・ サプライチェーン全体での適正な報酬を意識した価格付け
- ・ 現代奴隷モニタリングプロセスの体系化
- ・ 債務による束縛を抑止する採用方針と各種施策
- ・ サプライヤー労働者への救済と苦情処理メカニズムの構築
- ・ 現代奴隷政策策定やデューデリジェンスの際の内外ステークホルダーとのエンゲージメント
- ・ 現代奴隷政策とプロセス、実施に関する取締役会による監督



出所：IAST-APAC、”Investor statement on modern slavery, human trafficking and labor exploitation issues” (2021) より筆者作成

この「現代奴隷、人身売買、労働搾取問題についての投資家声明」は、2020 年後半から 2021 年 6 月にかけて ASX200(オーストラリア証券取引所 200 銘柄インデックス)の企業に対して送付されました。IAST-APAC の報告によりますと、ほぼ半数の企業が IAST-APAC による現代奴隷問題への取り組みを歓迎し、29%の企業は本投資家声明を経営トップないし取締役会に報告したとのことで、オーストラリアの企業からはおおむね好意的な反応があったようです。

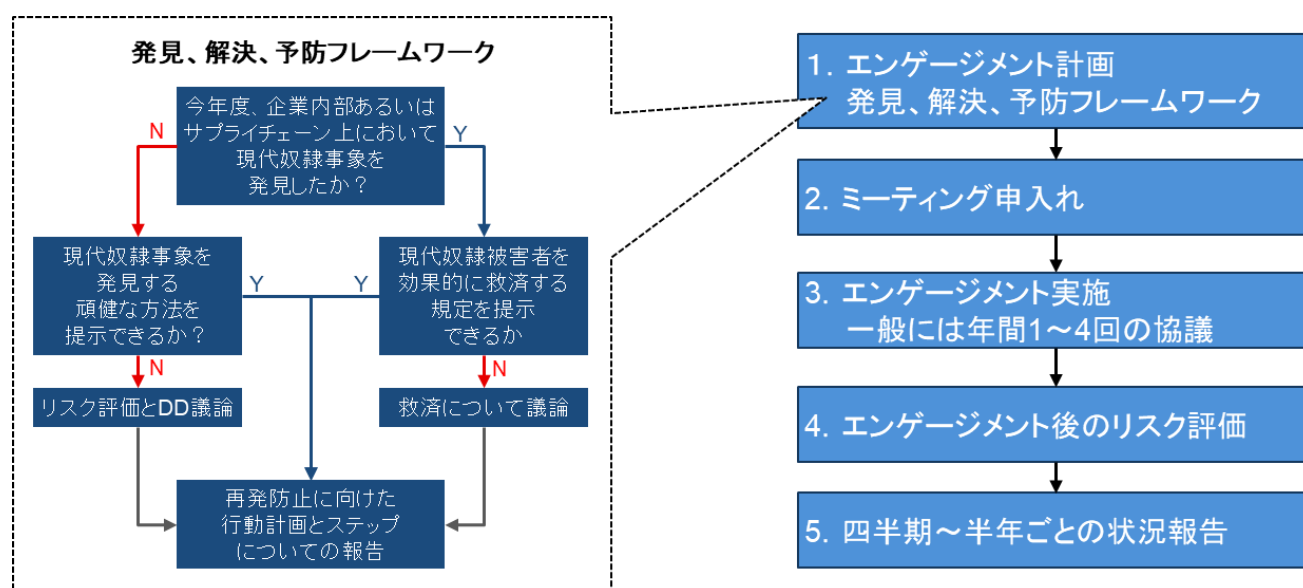
活動①:企業とのエンゲージメント

2つめの活動が企業とのエンゲージメントです。この活動は 1 つめの活動を支援し、投資先企業の現代奴隷リスクを抑制するという共通の目標に向けて投資家と企業が協働する目的で 2021 年初頭から開始しています。現在のところエンゲージメント活動は、一般消費財、生活必需品、テクノロジー、ヘルスケアの 4 つの業態の 22 社(2022/23 年度アニュアルレポートより)に対して実施しています。実施に当たっては、リードインバスターとサポートインバスターで構成される小さなグループを組成し、協働でエンゲージメント活動を行います。

企業とのエンゲージメント活動において、IAST-APAC は「発見＝解決＝予防」フレームワークといわれるものを利用しています(図表7左)。まずはサプライチェーンなどに隠されている現代奴隷リスクを積極的な探索活動で「発見」することが重要で、これに続いてこのリスクに取り組み被害者を救済することで「解決」し、同様の状況が起きないように「予防」という考え方です。現代奴隷問題においては投資先企業がリスクの所在に気づいていないことも多いのです。

実際のエンゲージメントでは図表 7 右に示す手順でエンゲージメントが進められます。ステップ1では、投資家サイドでエンゲージメント計画が策定されますが、その際に先ほどご説明した「発見＝解決＝予防」フレームワークを利用して、対象先企業の課題をあらかじめ想定しておきます。ステップ3で企業とのエンゲージメントが行われ課題認識の擦り合わせが行われます。これを受けてステップ4で対象先企業と共にリスク評価が行われます。各エンゲージメントにおける進捗状況は定期的にメンバーに報告されます。

(図表7) IAST-APAC の概要



出所：IAST-APAC、“Annual Report 2021-2022”より筆者作成

日本におけるエンゲージメント事例

IAST-APAC は直近で日本、オーストラリアを含むアジア上場企業 22社を対象に現代奴隷問題への取り組みを促す協働エンゲージメントを実施しています。ここで日本企業に対するエンゲージメント事例を紹介したいと思います。当社がリードインベスターを務める C 社です。

C 社の場合、社内規模がそれほど大きくないこともあり、サプライチェーンにおける人権問題への対処が海外のグローバル企業と比較して遅れているように見受けられました。そこでエンゲージメン

トにおいては、人権問題の重要性をアップデートしつつ、早期の人権ポリシーの設定、サプライチェーンのデューデリジェンスの実施などの遂行を提言しました。

対話の結果、C社は人権対応を経営上の重要課題として位置づけ、CSR 調達アセスメントを全事業の一次サプライヤーに対して実施したほか、人権ポリシーについても今後の策定に向け準備していくことになりました。

(図表8) C社へのエンゲージメント活動



出所：弊社 サステナブル投資報告書 2023 より

まとめ

本稿では現代奴隷の問題とこの問題に取り組む投資家イニシアチブである IAST-APAC について解説しました。日本の企業も現代奴隷問題と無縁ではられません。グローバルなサプライチェーンに潜む労働搾取の問題をどう発見、解決、予防していくかという課題への対応次第では企業価値に大きな影響を与える可能性があります。IAST-APAC は世界の現在奴隷の約 6 割が暮らすといわれるアジア地域での現代奴隷問題の緩和と同地域にサプライチェーンを抱える企業のリスク軽減を図る重要な役割を果たしています。

※ 本稿中の意見、考察等は、筆者個人の見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではありません

<参考文献>

IAST APAC Web サイト

<https://www.iastapac.org/>

MUFG ファースト・センティア サステナブル投資研究所(2023)、「人権リスクの管理:日本版「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の適用に関する投資家向けガイドー現代奴隷の観点から」

<https://www.mufig-firstsentier-sustainability.jp/research/managing-human-rights-risks.html>

Walk Free(2024)、“Global Slavery Index 2023”

法務省(2023)、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」最終報告書

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>

本資料について

- ・ 本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ・ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- ・ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ・ 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

筆者紹介



岡本 卓万

サステナブルインベストメントスペシャリスト

MUFG AM サステナブルインベストメント

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社

MUFG AM サステナブルインベストメント

[こちら](#)

